

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 15 日

各地方整備局 港湾空港部長 殿

(参 考)

北海道開発局 港湾空港部長 殿

沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

港湾局 技術企画課 建設企画室長

東北地方太平洋沖地震に伴う工事等の中止命令について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、工事を施工できなくなり、また、工事目的物に損害が生じるなどの事態が発生しています。一方で、当面の災害応急対策を優先して行うことが必要となっています。

つきましては、既に発注した工事並びに業務（以下「工事等」という。）で現在実施中のものに係る工事中止命令に関し、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

記

1. 工事等の中止命令について

これまでも工事等の請負契約は、工事請負契約書（以下「工事契約書」という。）並びに設計・測量・調査等業務契約書（以下「業務契約書」という。）に基づき実施していますが、各発注者におかれては、工事においては工事契約書第20条、業務においては業務契約書第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事等の一時中止命令を適切に行うよう、特段の御配慮をお願いします。

(1) 施工できなくなった工事等に係る一時中止命令

工事契約書第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められると

きは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされているが、今般の地震により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に工事一時中止命令を行うこと。

業務についても業務契約書第20条第1項の規定に基づき、同様に扱うこと。

(2) 当面の災害応急対策を優先して行うための工事等の一時中止命令

工事契約書第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは、工事中止命令を行うことができることとされているが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事への対応が必要であり、かつ、その工事に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事一時中止命令を行うこと。

業務についても業務契約書第20条第2項の規定に基づき、同様に扱うこと。

また、上記(1)(2)の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続については、現在関係機関と調整中であり、別途連絡する。